

労働者派遣事業に係わる情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び労働者の保護等に関する法律、第 23 条第 5 号の規定に従い
下記事業所における労働者派遣事業に係わる情報をお知らせいたします。

対象期間 2023.年 03 月 01 日から
 2024 年 02 月 28 日まで

事業所の名称	株式会社シエロ 大阪営業所
事業所の所在地	〒542-0082 大阪府大阪市中央区島之内 1-21-19 オリエンタル堺筋ビル 8F

1.派遣労働者の数

派遣労働者の数（1 日平均）	111（人）
----------------	--------

2.労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

派遣先の実数（事業年度あたりの事業所数）	103（件）
----------------------	--------

3.派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

労働者派遣に関する料金の額の平均額（1 日 8 時間あたりの額）	18,492（円）
派遣労働者の賃金の額の平均額（1 日 8 時間あたりの額）	12,151（円）
マージン率	34.2（%）

※マージンには、派遣労働者の社会保険料、有給休暇費用、福利厚生費や教育訓練費、会社運営経費（派遣社員求人経費、就業管理費用、営業費用等が含まれています、

4.教育訓練に関する事項

ビジネスマナー研修・コンプライアンス研修・初期商材研修・派遣後商材研修

5.その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

福利厚生：社会保険・有給休暇・定期健康診断・各種施設優待制度

6.労働者派遣法 30 条の 4 第 1 項の労使協定について

締結の有無：有
労使協定の有効期間：令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日
労使協定の対象となる労働者の範囲：全ての派遣労働者

7.キャリアコンサルティングの相談窓口連絡先

大阪営業所：06-6121-9921

労働者派遣事業に係わる情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び労働者の保護等に関する法律、第 23 条第 5 号の規定に従い
下記事業所における労働者派遣事業に係わる情報をお知らせいたします。

対象期間 2023 年 03 月 01 日から
 2024 年 02 月 28 日まで

事業所の名称	株式会社シエロ 東京営業所
事業所の所在地	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 3-15-4 アロス渋谷ビル 7F

1.派遣労働者の数

派遣労働者の数（1 日平均）	147（人）
----------------	--------

2.労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

派遣先の実数（事業年度あたりの事業所数）	122（件）
----------------------	--------

3.派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

労働者派遣に関する料金の額の平均額(1 日 8 時間あたりの額)	19,047（円）
派遣労働者の賃金の額の平均額（1 日 8 時間あたりの額）	12,684（円）
マージン率	33.4（％）

※マージンには、派遣労働者の社会保険料、有給休暇費用、福利厚生費や教育訓練費、会社運営経費（派遣社員求人経費、就業管理费用、営業費用等が含まれています、

4.教育訓練に関する事項

ビジネスマナー研修・コンプライアンス研修・初期商材研修・派遣後商材研修

5.その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

福利厚生：社会保険・有給休暇・定期健康診断・各種施設優待制度

6.労働者派遣法 30 条の 4 第 1 項の労使協定について

締結の有無：有
労使協定の有効期間：令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日
労使協定の対象となる労働者の範囲：全ての派遣労働者

7.キャリアコンサルティングの相談窓口連絡先

東京営業所：03-6450-6442

労働者派遣事業に係わる情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び労働者の保護等に関する法律、第 23 条第 5 号の規定に従い
下記事業所における労働者派遣事業に係わる情報をお知らせいたします。

対象期間 2023 年 03 月 01 日から
 2024 年 02 月 28 日まで

事業所の名称	株式会社シエロ 福岡営業所
事業所の所在地	〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神 3-4-7 天神旭ビル 4F

1.派遣労働者の数

派遣労働者の数（1 日平均）	107（人）
----------------	--------

2.労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

派遣先の実数（事業年度あたりの事業所数）	60（件）
----------------------	-------

3.派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

労働者派遣に関する料金の額の平均額(1 日 8 時間あたりの額)	17,559（円）
派遣労働者の賃金の額の平均額（1 日 8 時間あたりの額）	11,503（円）
マージン率	34.5（%）

※マージンには、派遣労働者の社会保険料、有給休暇費用、福利厚生費や教育訓練費、会社運営経費（派遣社員求人経費、就業管理費用、営業費用等が含まれています、

4.教育訓練に関する事項

ビジネスマナー研修・コンプライアンス研修・初期商材研修・派遣後商材研修

5.その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

福利厚生：社会保険・有給休暇・定期健康診断・各種施設優待制度

6.労働者派遣法 30 条の 4 第 1 項の労使協定について

締結の有無：有
労使協定の有効期間：令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日
労使協定の対象となる労働者の範囲：全ての派遣労働者

7.キャリアコンサルティングの相談窓口連絡先

福岡営業所：092-753-7951

労働者派遣事業に係わる情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び労働者の保護等に関する法律、第 23 条第 5 号の規定に従い
下記事業所における労働者派遣事業に係わる情報をお知らせいたします。

対象期間 2023 年 03 月 01 日から
 2024 年 02 月 28 日まで

事業所の名称	株式会社シエロ 名古屋営業所
事業所の所在地	〒450-0003 愛知県名古屋市中村区名駅南 1-23-17 笹島ビル 2F

1.派遣労働者の数

派遣労働者の数（1 日平均）	53（人）
----------------	-------

2.労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

派遣先の実数（事業年度あたりの事業所数）	94（件）
----------------------	-------

3.派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

労働者派遣に関する料金の額の平均額(1 日 8 時間あたりの額)	19,110（円）
派遣労働者の賃金の額の平均額（1 日 8 時間あたりの額）	12,612（円）
マージン率	34.0（%）

※マージンには、派遣労働者の社会保険料、有給休暇費用、福利厚生費や教育訓練費、会社運営経費（派遣社員求人経費、就業管理費用、営業費用等が含まれています、

4.教育訓練に関する事項

ビジネスマナー研修・コンプライアンス研修・初期商材研修・派遣後商材研修

5.その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

福利厚生：社会保険・有給休暇・定期健康診断・各種施設優待制度

6.労働者派遣法 30 条の 4 第 1 項の労使協定について

締結の有無：有
労使協定の有効期間：令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日
労使協定の対象となる労働者の範囲：全ての派遣労働者

7.キャリアコンサルティングの相談窓口連絡先

名古屋営業所：052-533-3761

労使協定に係わる情報提供

労働者派遣法、第 30 条第 4 1 項に基づく労使協定に係わる情報をお知らせいたします。

協定の有効期限 2025 年 04 月 01 日から
2026 年 03 月 31 日まで

株式会社シエロ 代表取締役 天堀忠弘
株式会社シエロ 労働者代表 東坂優香

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

株式会社シエロ（以下「甲」という。）と株式会社シエロ労働者代表（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次の通り協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第 1 条 本協定は、派遣先でアパレル・雑貨スタッフ、飲食店従業員、事務、キitting、テレオペ、テレアポ、携帯ショップ・家電量販店スタッフの業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。

2 対象従業員については、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等の為、本労使協定の対象とする。

3 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情が無い限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

第 2 条 対象従業員の賃金は、基本給、時間外労働手当、深夜・休日手当、通勤手当及び退職手当とする。

（賃金の決定方法）

第 3 条 対象従業員の基本給の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 1 に、対象従業員が勤務する派遣先の事業所所在地に対応する別表 2 の地域指数を乗じたものとする。

（一）

(1) 「アパレル販売」における比較対象となる同種の業務に従事する一般労働者の職種は、【令和 7

【年度適用】労使協定方式(労働者派遣法第 30 条の 4)「同種の業務に従事する一般労働者の賃金水準」について(以下「通達」という。)別添 2 に定める「04507 衣料品販売店員」とする。

(2)「飲食店従業員」における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、通達別添 1 に定める「1403 飲食物給仕係」とする。

(3)「事務」における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、通達別添 2 に定める「03401 一般事務員」とする。

(4)「キitting」における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、通達別添 2 に定める「03902 出荷・受荷係事務員」とする。

(5)「テレオペ」における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、通達別添 2 に定める「03601 コールセンターオペレーター」とする。

(6)「テレアポ」における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、通達別添 2 に定める「03602 テレフォンアポインター」とする。

(7)「携帯ショップ店員・家電量販店携帯コーナー店員」における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、通達別添 2 に定める「04511 携帯電話販売店員」とする。

(8)「家電量販店家電コーナー店員」における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、通達別添 2 に定める「04510 電気機器販売店員」とする。

(9)別添 1 で定める職種のいずれにも該当しないものは別添 2 に定める職種を適用するものとする。

(二) 通勤手当については、基本給とは分離し実費支給とし、第 6 条のとおりとする。

(三) 地域調整については、通達に定める都道府県別調整指数を用いるものとする。

第 4 条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 2 のとおりとする。

(1)別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること。

(2)別表 2 の各等級の職務と別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること。

職種	0 年	1 年	2 年	3 年
衣料品販売店員	C ランク	B ランク	A ランク	S ランク
飲食物給仕係	C ランク	B ランク	A ランク	
一般事務員	C ランク	B ランク	A ランク	
出荷・受荷係事務員	C ランク	B ランク	A ランク	
コールセンターオペレーター	C ランク	B ランク	A ランク	
テレフォンアポインター	C ランク	B ランク	A ランク	
携帯電話販売店員	C ランク	B ランク	A ランク	
電気機器販売店員	C ランク	B ランク	A ランク	

(3)対象従業員の基本給については、表 1 の賃金表に、対象従業員が勤務する派遣先事業所の所在地に対応する別表 2 の地域指数を乗じたものとする。

(4) (3)で計算した結果、基本給が地域の最低賃金を下回った場合には、基本給は最低賃金同等またはそれ以上とする。

第5条 時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、基本給、賞与及び手当とは分離し、社員就業規則に準じて、法律の定めに従って支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。ただし、通勤方法が徒歩・自転車または同居人との自動車の相乗り等、実質通勤経費がかからない場合、また居住地より就業先迄の通勤距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによる。）が片道 2km 以内であるものを除く。なお、1 日の上限は 700 円、1 ヶ月の上限は 14,000 円迄とする。

第7条 退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、当該額を別表1に定める額に5%を乗じた額（1円未満の端数切り上げ）とする。

（賃金の決定に当たっての評価）

第8条 基本給の決定は、年次で実施する勤務評価を活用する。

勤務評価の方法は派遣従業員を担当しているコーディネーターにて下記の通り実施する。

- (1) 派遣先企業より評価・能力を聴取
- (2) 派遣従業員との面談

勤務評価の結果に基づき、別表2の備考1のとおり、昇給の範囲を決定する。

（賃金以外の待遇）

第9条 教育訓練（次条）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、正社員と同一とし、社員就業規則第30条から第36条までの規定を準用する。

（教育訓練）

第10条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「教育訓練実施計画」に従って着実に実施する。

（その他）

第12条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

別表 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
(基本給の関係)

表 1 賃金構造基本統計調査を基準値とした一般基本給・賞与の額

	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
	0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	10 年	20 年
1, 衣料品販売店員	1, 121	1, 300	1, 393	1, 424	1, 491	1, 675	2, 010
退職金 (5%) 上乗せ後	1, 177	1, 365	1, 463	1, 495	1, 566	1, 759	2, 111
2, 飲食物給仕係	1, 060	1, 230	1, 318	1, 346	1, 410	1, 584	1, 888
退職金 (5%) 上乗せ後	1, 113	1, 292	1, 384	1, 413	1, 481	1, 663	1, 982
3, 一般事務員	1, 082	1, 255	1, 345	1, 374	1, 439	1, 617	1, 940
退職金 (5%) 上乗せ後	1, 136	1, 318	1, 412	1, 443	1, 511	1, 698	2, 037
4, 出荷・受荷係事務員	1, 153	1, 337	1, 433	1, 464	1, 533	1, 723	2, 067
退職金 (5%) 上乗せ後	1, 211	1, 404	1, 505	1, 537	1, 610	1, 809	2, 171
5, コールセンターオペレーター	1, 212	1, 406	1, 507	1, 539	1, 612	1, 811	2, 173
退職金 (5%) 上乗せ後	1, 273	1, 476	1, 582	1, 616	1, 693	1, 902	2, 282
6, テレフォンアポインター	1, 245	1, 444	1, 548	1, 581	1, 656	1, 860	2, 232
退職金 (5%) 上乗せ後	1, 307	1, 516	1, 625	1, 660	1, 739	1, 953	2, 344
7, 携帯電話販売店員	1, 229	1, 426	1, 528	1, 561	1, 635	1, 836	2, 204
退職金 (5%) 上乗せ後	1, 290	1, 497	1, 604	1, 639	1, 717	1, 928	2, 314
8, 電気機器販売店員	1, 149	1, 333	1, 428	1, 459	1, 528	1, 717	2, 060
退職金 (5%) 上乗せ後	1, 206	1, 400	1, 499	1, 532	1, 604	1, 803	2, 163

表 2 地域指数 (令和 7 年度適用)

北海道・・・94.4
青森・・・84.9
・
・
・
鹿児島・・・88.7
沖縄・・・88.3

別表 2 対象従業員の基本給及び賞与の額

表 1-1 衣料品販売店員←アパレル・雑貨店スタッフ

等級	職務の内容	基本給額	対応する 一般労働 者の平均 的な賃金 の額	対応する 労働者の 能力・経験
S ランク (3 年)	①業務 一通りの接客・販売業務、販売リーダー、A ランクスタッフ教育の業務を任せれ育成できること。また、店舗リーダー（店長不在時の時間帯責任者等）を任されていること。 ②実績 担当部署の販売上位であること。 ③勤怠 勤務シフトに対する著しい欠勤・遅刻が無いこと。 ※通算欠勤率 10%以下	1,495	1,495	3 年
A ランク (2 年)	①業務 一通りの接客・販売業務に加え、販売リーダー、B ランクスタッフの教育の業務を任せれ育成できること。 ②実績 担当部署の販売上位であること。 ③勤怠 勤務シフトに対する著しい欠勤・遅刻が無いこと。 ※通算欠勤率 10%以下	1,463	1,463	2 年
B ランク (1 年)	①業務 一通りのクルー業務を一人で全て正確・迅速に実施できること。また、C ランク新人教育の業務を任せれ育成できること。 ②勤怠 勤務シフトに対する著しい欠勤・遅刻が無いこと。 ※通算欠勤率 10%以下	1,365	1,365	1 年
C ランク (0 年)	①業務 一通りの接客・販売業務を店長並びに業務責任者・研修担当者の指示を仰ぎながら正確に実施できること。 ②勤怠 勤務シフトに対する著しい欠勤・遅刻が無いこと。 ※通算欠勤率 10%以下	1,136	1,136	0 年

≧

≧

≧

≧

表 1-2 飲食物給仕係←飲食店スタッフ

等級	職務の内容	基本給額	対応する 一般労働 者の平均 的な賃金 の額	対応する 労働者の 能力・経験
A ランク (2 年)	①業務 一通りの接客・給仕業務を一人で全て正確・迅速に実施できること。かつ、店舗での接客・売上が上位であり、B ランクスタッフ教育の業務を任せられ育成できること。 また、業務リーダー（店長不在時の時間帯責任者等）を任されていること。 ②勤怠 勤務シフトに対する著しい欠勤・遅刻が無いこと。 ※通算欠勤率 10%以下	1,384	1,384	2 年
B ランク (1 年)	①業務 一通りの接客・給仕業務を一人で全て正確・迅速に実施できること。かつ、店舗での接客・売上が上位であり、C ランク新人教育の業務を任せられ育成できること。 ②勤怠 勤務シフトに対する著しい欠勤・遅刻が無いこと ※通算欠勤率 10%以下	1,292	1,292	1 年
C ランク (0 年)	①業務 一通りの接客・給仕業務を業務責任者・研修担当者の指示を仰ぎながら正確に実施できること。又、店舗で出されるメニューの知識については漏れなく把握していること。 ②勤怠 勤務シフトに対する著しい欠勤・遅刻が無いこと。 ※通算欠勤率 10%以下	1,113	1,113	0 年

表 1-3 一般事務員←事務スタッフ

等級	職務の内容	基本給額	対応する 一般労働 者の平均 的な賃金 の額	対応する 労働者の 能力・経験
A ランク (2 年)	①業務 一通りの事務業務を補助無く一人で全て正確・迅速に実施できること。又、業務に必要な商品知識・業務に必要な	1,412	1,412	2 年

	な端末の操作も熟知し、B ランクスタッフ教育の業務を任され育成できること。また、業務リーダーを任されていること。 ②勤怠 勤務シフトに対する著しい欠勤・遅刻が無いこと ※通算欠勤率 10%以下		Ⅲ		
B ランク (1 年)	①業務 一通りの事務業務を補助無く一人で全て正確・迅速に実施できること。又、業務に必要な商品知識・業務に必要な端末の操作も熟知し、C ランク新人教育の業務を任され育成できること。 ②勤怠 勤務シフトに対する著しい欠勤・遅刻が無いこと ※通算欠勤率 10%以下	1,318	Ⅲ	1,318	1 年
C ランク (0 年)	①業務 一通りの事務業務を業務責任者・研修担当者の指示を仰ぎながら正確に実施できること。又、業務に必要な商品知識の習得並びに業務に必要な端末の操作方法を把握していること。 ②勤怠 勤務シフトに対する著しい欠勤・遅刻が無いこと ※通算欠勤率 10%以下	1,129	Ⅲ	1,129	0 年

表 1-4 出荷・受荷係事務員←キittingスタッフ

等級	職務の内容	基本給額		対応する 一般労働 者の平均 的な賃金 の額	対応する 労働者の 能力・経験
A ランク (2 年)	①業務 一通りの事務業務を補助無く一人で全て正確・迅速に実施できること。又、業務に必要な商品知識・業務に必要な端末の操作も熟知し、B ランクスタッフ教育の業務を任され育成できること。また業務リーダーとして業務の抄管理・スタッフ管理を任されていること ②勤怠 勤務シフトに対する著しい欠勤・遅刻が無いこと ※通算欠勤率 10%以下	1,505	Ⅲ	1,505	2 年
B ランク (1 年)	①業務 一通りの業務を補助無く一人で全て正確・迅速に実施	1,404		1,404	1 年

	できること。又、業務に必要な商品知識・業務に必要な端末の操作も熟知し、C ランク新人教育の業務を任され育成できること。また、業務進捗管理を任されていること。 ②勤怠 勤務シフトに対する著しい欠勤・遅刻が無いこと ※通算欠勤率 10%以下		Ⅲ		
C ランク (0 年)	①業務 一通りの業務を業務責任者・研修担当者の指示を仰ぎながら正確に実施できること。又、業務に必要な商品知識の習得並びに業務に必要な端末の操作方法を把握していること。 ②勤怠 勤務シフトに対する著しい欠勤・遅刻が無いこと ※通算欠勤率 10%以下	1,211	Ⅲ	1,211	0 年

表 1-5 コールセンターオペレーター←テレオペ

等級	職務の内容	基本給額		対応する 一般労働 者の平均 的な賃金 の額	対応する 労働者の 能力・経験
A ランク (2 年)	①業務 一通りの電話応対業務を一人で全て正確・迅速に実施できること。かつ、取扱商品の知識の把握だけではなく、問い合わせ頂いたお客様へのアップセルについても問題無く行う事ができ、電話による販売に従事する場合は販売上位であること。また、B ランクスタッフ教育の業務を任され育成できること。加えて業務リーダーを任されていること。 ②勤怠 勤務シフトに対する著しい欠勤・遅刻が無いこと ※通算欠勤率 10%以下	1,582	Ⅲ	1,582	2 年
B ランク (1 年)	①業務 一通りの電話応対業務を一人で全て正確・迅速に実施できること。かつ、取扱商品の知識の把握だけではなく、問い合わせ頂いたお客様へのアップセルについても問題無く行う事ができ、販売上位であること。また、C ランク新人教育の業務を任され育成できること。 ②勤怠	1,476	Ⅲ	1,476	1 年

	勤務シフトに対する著しい欠勤・遅刻が無いこと ※通算欠勤率 10%以下			
C ランク (0 年)	①業務 一通りの電話応対業務を業務責任者・研修担当者の指示を仰ぎながら正確に実施できること。又、取扱商品の知識については漏れなく把握していること。 ②勤怠 勤務シフトに対する著しい欠勤・遅刻が無いこと ※通算欠勤率 10%以下	1,273	1,273	0 年

≧

表 1-6 テレフォンアポインター←テレアポ

等級	職務の内容	基本給額	対応する 一般労働 者の平均 的な賃金 の額	対応する 労働者の 能力・経験
A ランク (2 年)	①業務 一通りの電話応対業務を一人で全て正確・迅速に実施できること。かつ、取扱商品の知識の把握だけではなく、問い合わせ頂いたお客様へのアップセルについても問題無く行う事ができ、電話による販売に従事する場合は販売上位であること。また、B ランクスタッフ教育の業務を任され育成できること。加えて業務リーダーを任されていること。 ②勤怠 勤務シフトに対する著しい欠勤・遅刻が無いこと ※通算欠勤率 10%以下	1,625	1,625	2 年
B ランク (1 年)	①業務 一通りの電話応対業務を一人で全て正確・迅速に実施できること。かつ、取扱商品の知識の把握だけではなく、問い合わせ頂いたお客様へのアップセルについても問題無く行う事ができ、販売上位であること。また、C ランク新人教育の業務を任され育成できること。 ②勤怠 勤務シフトに対する著しい欠勤・遅刻が無いこと ※通算欠勤率 10%以下	1,516	1,516	1 年
C ランク (0 年)	①業務 一通りの電話応対業務を業務責任者・研修担当者の指示を仰ぎながら正確に実施できること。又、取扱商品の知識については漏れなく把握していること。	1,307	1,307	0 年

≧

≧

≧

	②勤怠 勤務シフトに対する著しい欠勤・遅刻が無いこと ※通算欠勤率 10%以下	
--	---	--

--	--

表 1-7 携帯電話販売店員←携帯ショップ店員・家電量販店携帯コーナー店員

等級	職務の内容	基本給額	対応する 一般労働 者の平均 的な賃金 の額	対応する 労働者の 能力・経験
S ランク (3 年)	キャリアショップ並びに携帯ショップクルーの場合 ①資格取得 ドコモ・・・フロンツスペシャリスト au・・・au エキスパート ソフトバンク・・・エグゼクティブショップディレクター その他キャリア・・・最上位資格取得 ②業務 一通りのクルー業務、フロアマネージャー、A ランクスタッフ教育の業務を任せられ育成できること。また、店舗リーダー（店長不在時の時間帯責任者等）を任されていること。 ③勤怠 期間シフトに対する著しい欠勤・遅刻が無いこと。 ※通算欠勤率 10%以下 家電量販店クルーの場合 ①業務 一通りのクルー業務、販売リーダーA ランクスタッフ教育の業務を任せられ育成できること。また、店舗リーダー（時間帯責任者等）を任されていること。 ②実績 担当部署の販売上位であること。 ③勤怠 勤務シフトに対する著しい欠勤・遅刻が無いこと。 ※通算欠勤率 10%以下	1,639	1,639	3 年
A ランク (2 年)	キャリアショップ並びに携帯ショップクルーの場合 ①資格取得 ドコモ・・・グランマイスター au・・・au マスター ソフトバンク・・・ショップディレクターまたは ショップエキスパート	1,604	1,604	2 年

≧

	その他キャリア・・・中級資格取得 ②業務 一通りのクルー業務に加え、フロアマネージャー、Bランクスタッフ教育の業務を任され育成できること。 ③勤怠 期間シフトに対する著しい欠勤・遅刻が無いこと。 ※通算欠勤率 10%以下 家電量販店クルーの場合 ①業務 一通りの接客・販売業務に加え、販売リーダー、Bランクスタッフの教育の業務を任され育成できること。 ②実績 担当部署の販売上位であること。 ③勤怠 勤務シフトに対する著しい欠勤・遅刻が無いこと。 ※通算欠勤率 10%以下		Ⅲ		
B ランク (1 年)	キャリアショップ並びに携帯ショップクルーの場合 ①資格取得 ドコモ・・・マイスター au・・・au アドバイザー ソフトバンク・・・チーフアドバイザー その他キャリア・・・初級資格取得 ②業務 一通りのクルー業務を一人で全て正確・迅速に実施できること。また、C ランク新人教育の業務を任され育成できること。 ③勤怠 勤務シフトに対する著しい欠勤・遅刻が無いこと。 ※通算欠勤率 10%以下 家電量販店クルーの場合 ①業務 一通りのクルー業務を一人で全て正確・迅速に実施できること。また、C ランク新人教育の業務を任され育成できること。 ②勤怠 勤務シフトに対する著しい欠勤・遅刻が無いこと。 ※通算欠勤率 10%以下	1,497		1,497	1 年
C ランク	キャリアショップ並びに携帯ショップクルーの場合	1290	Ⅲ	1,290	0 年

(0 年)	①業務 一通りのクルー業務を店長並びに業務責任者・研修担当者の指示を仰ぎながら正確に実施できること。 ②勤怠 勤務シフトに対する著しい欠勤・遅刻が無いこと。 ※通算欠勤率 10%以下 家電量販店クルーの場合 ①業務 一通りのクルー業務を店長並びに業務責任者・研修担当者の指示を仰ぎながら正確に実施できること。 ②勤怠 勤務シフトに対する著しい欠勤・遅刻が無いこと。 ※通算欠勤率 10%以下			
-------	--	--	--	--

表 1-8 電気機器販売店員←家電量販店家電コーナー店員

等級	職務の内容	基本給額	対応する 一般労働 者の平均 的な賃金 の額	対応する 労働者の 能力・経験
S ランク (3 年)	①業務 一通りの接客・販売業務、販売リーダー、A ランクスタッフ教育の業務を任せられ育成できること。また、店舗リーダー（店長不在時の時間帯責任者等）を任されていること。 ②実績 担当部署の販売上位であること。 ③勤怠 勤務シフトに対する著しい欠勤・遅刻が無いこと。 ※通算欠勤率 10%以下	1,532	1,532	3 年
A ランク (2 年)	①業務 一通りの接客・販売業務に加え、販売リーダー、B ランクスタッフの教育の業務を任せられ育成できること。 ②実績 担当部署の販売上位であること。 ③勤怠 勤務シフトに対する著しい欠勤・遅刻が無いこと。 ※通算欠勤率 10%以下	1,499	1,499	2 年

B ランク (1 年)	①業務 一通りのクルー業務を一人で全て正確・迅速に実施できること。また、C ランク新人教育の業務を任せられ育成できること。 ②勤怠 勤務シフトに対する著しい欠勤・遅刻が無いこと。 ※通算欠勤率 10%以下	1,400	≧	1,400	1 年
C ランク (0 年)	①業務 一通りの接客・販売業務を店長並びに業務責任者・研修担当者の指示を仰ぎながら正確に実施できること。 ②勤怠 勤務シフトに対する著しい欠勤・遅刻が無いこと。 ※通算欠勤率 10%以下	1,206		1,206	0 年